

## 特定子ども・子育て支援施設等確認監査実施要綱

### (総則)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定により特定子ども・子育て支援を提供する特定子ども・子育て支援施設等に対する確認監査については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。
- (3) 確認監査 法第58条の8第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等に対して報告を命じること等をいう。
- (4) 施設等利用給付認定保護者 法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (5) 運営基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）をいう。
- (6) 子育てのための施設等利用給付 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付をいう。

### (確認監査の目的)

第3条 確認監査は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、法令等に定める特定子ども・子育て支援の取扱い、子育てのための施設等利用給付に係る費用の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、公正かつ適切な措置を採るため、事実関係を的確に把握することを目的とする。

### (監査の実施)

第4条 市長は、特定子ども・子育て支援施設等確認指導実施要綱（令和6年4月1日制定）に基づく指導の結果、是正指導を行っても改善がなされない場合又は次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合には、速やかに監査を実施するものとする。

- (1) 特定子ども・子育て支援の内容に不正又は著しい不当が疑われるとき。

(2) 子育てのための施設等利用給付に係る費用の請求について、不正又は著しい不当が疑われるとき。

(3) 法第58条の4第1項各号に規定する基準に違反があると認められるとき又はその疑いがあると認められるとき。

(4) 厚生労働大臣又は神奈川県知事からの情報提供があったとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

(実施体制)

第5条 確認監査の実施体制は、福祉こども部指導監査課の職員をもって編成するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(通知)

第6条 確認監査の実施に当たっては、対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、根拠法令、目的、期日、場所、職員の氏名等を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日、その旨を文書により通知することができるものとする。

(結果の報告)

第7条 確認監査の実施に当たった職員は、確認監査終了後、速やかに監査結果について復命書を作成し、市長に報告するものとする。

(行政上の措置)

第8条 市長は、確認監査の結果、特定子ども・子育て支援の取扱い、子育てのための施設等利用給付に係る費用の請求等について、不正又は著しい不当が確認された場合には、次の各号の措置（以下「勧告等」という。）を行うことができる。

(1) 法第58条の9第1項の規定により、期限を定めて勧告を行うこと。

(2) 前号の勧告を受けた特定子ども・子育て支援施設等が当該勧告に従わなかったときに法第58条の9第4項の規定によりその旨を公表し、及び当該特定子ども・子育て支援施設等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときに同条第5項の規定により、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（以下「命令」という。）。

(3) 法第58条の10第1項の規定により、必要に応じて当該特定子ども・子育て支援施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）。

2 市長は、確認監査の結果、勧告等を行うには至らないものの軽微な改善を要すると認められる場合は、速やかに、特定子ども・子育て支援施設等に対

し、その内容を書面により通知し、期限を付して報告を求めることができる。

(経済上の措置)

第9条 市長は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、命令又は確認の取消し等を行った場合において法第30条の3の規定により準用する法第12条の規定に基づき、子育てのための施設等利用給付に係る費用について返還額を徴収するときには、原則として、当該返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(情報の提供)

第10条 市長は、特定子ども・子育て支援施設等に対して実施した確認監査の内容及び結果について必要があると認めるときは、神奈川県知事、関係する他の市町村長へその情報を提供するものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。